

目 次

はじめに

1	計画策定及び改訂の趣旨	1
2	計画の名称	1
3	計画の期間	1
4	計画の進め方	1

第1部 とちぎスポーツ振興プラン21の基本的な考え方

第1章	とちぎスポーツ振興プラン21策定の背景	2
1	社会環境の変化	2
2	少子高齢社会の進展	3
3	自由時間の増大	4
4	ライフスタイルの変化	4
5	自然志向の高まり	5
6	国際化の進展	5
7	高度情報化の進展	5
第2章	本県スポーツの現状と課題	6
1	地域におけるスポーツ	6
(1)	地域におけるスポーツの振興	6
(2)	指導者等の養成	6
2	学校における体育・スポーツ	7
(1)	教科体育の充実	7
(2)	運動部活動の充実	8
3	競技スポーツ	9
(1)	競技力の向上	9
(2)	指導者の養成	10
(3)	指導体制の充実	10
4	スポーツ施設	11
(1)	公共スポーツ施設の整備促進	11
(2)	学校体育施設の開放	11
5	スポーツ交流	13
(1)	全国大会等の誘致	13
(2)	スポーツ国際交流の推進	13
(3)	障害者スポーツ活動の推進	13
6	体育・スポーツ情報	13

第2部 基本構想

第1章 本県スポーツ振興の基本的方向	14
1 基本理念	14
2 基本目標	16

第3部 施策の基本方向

第1章 生涯スポーツの推進	18
1 地域におけるスポーツの振興	18
(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実	18
(2) アウトドアスポーツ活動の普及	18
(3) 総合型地域スポーツクラブ育成の推進	18
(4) 広域スポーツセンターの機能の充実	19
(5) 学校体育施設の活用	20
2 指導者等の養成	20
(1) スポーツ・レクリエーション指導者の養成	20
(2) 総合型地域スポーツクラブマネージャーの養成	20
第2章 学校体育・運動部活動の充実	21
1 教科体育の充実	21
(1) 教科指導の充実	21
(2) 体育・健康に関する指導の充実	21
(3) 体力・運動能力の向上	21
(4) 各種指導者研修会の充実	21
2 運動部活動の充実	22
(1) 指導者の養成と確保	22
(2) ゆとりある活動の展開	22
(3) 地域社会との連携	22
第3章 競技スポーツレベルの向上	23
1 競技力の向上	23
(1) 少年の強化	23
(2) 成年の強化	23
2 指導者の養成	24
(1) 指導者の養成	24
(2) 指導者の資質の向上	24

3	指導体制の充実	24
(1)	選手強化体制の充実	24
(2)	拠点化の推進	24
(3)	スポーツ医・科学組織の充実	25
第4章	公共スポーツ施設の整備促進	26
1	公共スポーツ施設の整備促進	26
2	学校体育施設の開放	27
第5章	スポーツ交流の充実	28
1	全国大会等の誘致	28
(1)	冬季高等学校総合体育大会の開催	28
(2)	全国スポーツレクリエーション祭の準備	28
2	スポーツ国際交流の推進	28
(1)	スポーツによる国際交流の推進	28
(2)	国際スポーツ大会の誘致	29
3	障害者スポーツ活動の推進	29
第6章	体育・スポーツ情報の充実と提供	30
1	スポーツ情報の充実	30
(1)	体育・スポーツに関する各種調査の充実	30
(2)	スポーツ情報提供の充実	30
2	マスメディアの活用	30

は じ め に

1 計画策定及び改訂の趣旨

スポーツ界を取り巻く社会の諸情勢は大きく変化しており、多様化・高度化した県民のニーズに応えられる、新たなスポーツ振興施策の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、ますます多様化する社会環境の変化に対応した、長期的かつ総合的な本県スポーツ振興の道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにするため、このプランを策定します。

なお、このプランは、栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」及び「とちぎ教育振興ビジョン」に基づき、県民総スポーツを推進する指針として策定いたしましたが、このたび、平成18年度から新たにスタートする栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」及び「とちぎ教育振興ビジョン（二期計画）」の施策体系に合わせて内容の見直しを行いました。

2 計画の名称

21世紀において、本県の特性と郷土色を生かし、県民の誰もが豊かなスポーツライフを享受できるスポーツのあるべき姿を「とちぎスポーツ」と称し、これを推進することから、この計画の名称を「とちぎスポーツ振興プラン21（改訂版）」とします。

また、心身共に豊かさを実感できるスポーツライフづくりを更に進めることから、「豊かなスポーツライフの実現を目指して」を引き続きサブタイトルとします。

3 計画の期間

平成13年度からの概ね10年を見据えた当初計画の中間年にあたる平成17年度に施策全体の見直しを行いました。その結果を踏まえ、このプラン（改訂版）の対象期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

4 計画の進め方

県は、このプランに基づき、長期的かつ総合的にスポーツ振興施策を推進します。

県民の皆さまには、このプランによって県のスポーツ振興施策に対する理解を深めていただき、主体的にスポーツ活動に取り組みられるようお願いいたします。

また、市町村や関係機関・団体においては、このプランを共通の目標として、県との連携・協力のもとに、効果的に施策が展開がされることを期待します。